

県立城ヶ島公園
平成29年度事業計画書

(一社) 三浦市観光協会・(有)湯山造園土木

目 次

計画書 1	「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」	1
計画書 2	「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」	3
計画書 3	「施設の維持管理」	4
	〈付属書類〉年間維持管理計画表	6-1, 6-2
計画書 4	「利用促進のための取組」	7
計画書 5	「自主事業の運営」	12
計画書 7	「利用者への対応」	16
計画書 8	「通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容」	18
計画書 9	「事故、異常気象等（水防を含む。）緊急事態が発生した場合の対応方針」 等	20
計画書 10	「当該公園の「震災対策の考え方」に示す初動体制等への対応、大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」	27
計画書 11	「地域と連携した魅力ある施設づくり」	30
計画書 12	「適切な積算、節減努力等」	32
計画書 13	「人的な能力、執行体制」	33
計画書 14	「コンプライアンス、社会貢献」	41

※事業計画書の数量、時期、内容等は変動の要素があります。

計画書1「指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等」

(1) 指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方

県立城ヶ島公園は、三浦半島の最南端に位置する県内最大の自然島である城ヶ島に設置された風致公園であり、城ヶ島公園からの眺望は、房総半島から伊豆半島、そして富士山を望むことができる。

城ヶ島にはウミウ・ヒメウ・クロサギの生息地として県指定天然記念物に指定された海蝕崖があり、その観察に、また、公園の景観を特徴づけているマツ林や海浜植物、自生等の水仙などを求めて多くの観光客が訪れ、県民等の憩いの場として親しまれている。

このように自然豊かな観光資源を多くの方々に堪能していただくために、本公園の設置目的及び整備方針を踏まえ樹木、草花など丁寧な維持管理に努め快適な広場空間の提供を、(一社)三浦市観光協会・(有)湯山造園土木(グループ代表(一社)三浦市観光協会)で指定管理業務を行うとともに、災害時における迅速な対応を図るため、地域と連携した防災対策に努め、自助・共助・公助のもと住民及び観光客等の安全対策に努める。

三浦市観光協会では、「魅力あふれる城ヶ島創造プラン」の推進メンバーとして、また、認定された「新たな観光の核づくり構想」の共同提案者として地域との連携を図り構想等の推進に努めるとともに、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンに城ヶ島が二つ星として掲載され、国際的にも高い評価を受けたことも含め、引き続き魅力ある地域情報の発信及び公園の維持管理等を行い来園者の増加に努める。

(2) 当該公園の特性を踏まえた管理運営方針

城ヶ島は、標高30m程の平坦な台地が大部分を占め、沿岸部は急激に海に落ち込み岩礁地帯と所々に砂浜を有している。黒潮の影響を受け、冬においても温暖な太平洋岸気象で海からの風が常に吹いており、暴風時には太平洋側は非常に激しい風を伴い、園内にあるマツは、海風を受け傾いている状況を見ることができる。

【具体的な管理運営方針】

- ・園内に現存するマツ林、笹原などの植生保存に努めるとともに、公園内の魅力の一つである八重水仙の管理及び植え付けを進める。
- ・樹木管理については、枝下し、刈込、病害虫の防除を行い維持管理に努める。
- ・県指定天然記念物であるウミウ、ヒメウ、クロサギの生息地を保存するため関係機関との協力・連携を図る。
- ・その他、海浜植物については生物多様性に配慮した保存及び維持・管理に努める。

(3) 利用者や地域住民、環境等に配慮した管理運営方針

- ・年間、県内外より多くの来園者及び地域住民の憩いの場として、清潔かつ快適に園内の散策及び関連施設の利用できるよう日々の清掃作業等の徹底を図るとともに、「神奈川県立都市公園指定管理者募集要領」及び「管理運営業務の内容及び基準」により定められた管理の基準に従い管理運営を行う。
- ・地域で開催される行事、地域が城ヶ島公園利用して行うイベント等に対して協力し、積極的な連携に努める。
- ・継続的に園外の海岸清掃を実施するとともに、地元地域及び企業等が行うクリーンアップに参加・協力をし美化の推進に努める。
- ・来園者に対するルール、マナーの周知を行い、快適な利用の推進に努める。
- ・科学物質・感染性廃棄物等のリスク管理の徹底を図り、環境や人に影響を及ぼす事故防止対策を図る。
- ・環境に配慮したグリーン購入、3R・リデュース（廃棄物等の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進に努める。
- ・電気・ガス・ガソリン等のエネルギー使用量の削減に向けた目標値を設定し地球温暖化の防止に努める。

計画書2「業務の一部を委託する場合の考え方、業務内容等」

(1) 当該公園の管理基準等を踏まえた効果的、効率的な委託の考え方

当該公園の維持管理については、(一社)三浦市観光協会・(有)湯山造園土木のグループにおいて維持・管理業務を進めていくが、専門性の高い業務及びグループ内で業務を実施するより、外部委託を行う方が経費的に安価で、期間短縮等が可能であり、効率的・効果的と判断できる業務については、管理基準を踏まえ一部を委託する。

(2) 委託先の選定方法

選定方法については、管理基準等を踏まえ、厳正かつ公正な執行を図る。

(選定に当たっての留意事項)

委託先を選定するときは、工種等に応じた的確な者を選定することとし、主に以下のことを留意する。

- ・不誠実な行為の有無

- ・経営及び信用の状況

- ・委託内容についての技術適正及び施工能力

- ・その他、行政機関が定める指名停止等措置要領等を参考

(3) 県内(地域)経済への配慮、県内(地域)企業への委託の考え方

県内の経済情勢等を勘案し、地域企業の活性化を図るため、県内に本社等を設けている企業への委託を重視するとともに地理的要件も勘案した委託の方法を検討する。

計画書3「施設の維持管理」

(1) 植物管理、清掃、保守点検、受付等の維持管理業務についての実施方針

県立城ヶ島公園は、県土の水と緑のネットワークの核として、また、良好な都市環境の形成、多様なレクリエーションの場、自然とのふれあいや憩いの場など、多様な役割を担っており、固有の優れた景観や自然環境を有していることから、次のような実施方針で維持管理業務を行う。

【植物管理】

三浦半島の最南端に位置する城ヶ島は、黒潮の影響により、冬でも温暖な太平洋岸気象で、海からの風が常に吹いている状況である。このような気象条件の対策を含め、次のように維持管理を行う。

- ・公園内の景観を特徴づけているマツ林は、単一樹種で構成されていることから、現存の植生保存を保つための対策に努める。マツは短期間での病虫害による大量マツ枯れが危惧されることから、毎年、樹幹注入やマツのコモ巻き等を行うとともに、日頃からの生育状況の把握により、異変などの早期発見、早期対応により保全対策に努める。
- ・城ヶ島には、「八重水仙」が自生しており、園内にも多くの水仙が植栽され公園の魅力の一つとされている。毎年、指定管理者として開催している「水仙まつり」には多くの観光客が訪れており、引き続き水仙の管理、植え付けを継続して進める。
- ・固有の海浜植物については、生物の多様性に配慮し、維持管理を行い保全に努めるとともに、来園者歓迎用の花壇等の植栽については、三浦市内にある「県立平塚農業高校初声分校」や地元園芸業者の協力を得て、栽培された草花の植栽も行う。

【清 掃】

年間、多くの利用者がある本公園では、快適なレクリエーション空間を提供するために、次のような清掃管理を行う。

- ・観光客や遠足など団体利用が多いことから、トイレ、水飲み場、遠路及び広場等の主要施設の清掃及び衛生管理の徹底を図り、利用者が快適に利用出来るように努める。
- ・園内主要建築物である第1・2展望休憩所、しおさい休憩舎等は、多くの利用者が行き来、利用するため、日々の清掃を心掛けるとともに、清潔な施設を提供するため落書き防止対策にも努める。
- ・風の強いという地域特性から、風による散乱ごみの巡視、清掃に努める。
- ・海岸清掃は同一海岸であるため、公園区域外も含め、海岸全体を行うよう努める。
- ・公園利用者にもゴミの持ち帰りを周知し、清潔な公園管理に協力を求める。
- ・地元地域及び企業等が行うクリーンアップに参加・協力をを行い環境美化の推進に努める。

【保守点検】

当該公園は、広い面積を有し施設が点在することから、日常的に施設及び設備の点検等を行う。巡視により保守が必要な箇所等が確認された場合、県と指定管理者の業務区分に準じて適切な対応を図る。また、法定点検を有する設備等の場合は各種関係法令を遵守し保守点検を行い、常に施設全体の長期的な使用が図られるよう努める。

- ・責任者（園長）及び主任を配置し関係法令等を遵守するとともに施設の総括的な管理に努める。
- ・保守点検台帳及びマニュアルを作成し、適正かつ適切な保守点検に努める。

【受付等】

当該公園は、園内常時無料開放のため、入園に関する受付は行っていない。しかし、園内は徒歩による散策等で利用していただくため、次のような受付等を行う。

- ・高齢者等、車椅子を必要とする来園者には無料貸出
- ・公園案内を希望する団体等に対しては、公園専属の観光ボランティア（土・日、祝日）による公園を含めた観光案内の実施
- ・「県立城ヶ島公園」パンフレットの作成、希望者に配布、事務所に配架
- ・利用者アンケートの受付
- ・有料駐車場の管理を行っていることから駐車場入口において定められた料金を徴収する。また、みどり行政推進のための「緑化協力金」の趣旨をご理解いただき協力をお願いする。

「緑化協力金」については、予め看板により告知するとともに、料金受け取りの際、係員より緑化協力について寄付の協力意向を確認する。

(2) 当該公園の特性と課題を踏まえた維持管理の考え方

植物管理については、地域特性を踏まえた維持管理を行うとともに、風致公園としての魅力と環境学習の場として、職員の資質を高め維持管理を行う。

特に当該公園は、海からの風が常に吹いている状況から、風対策に努めるとともに、マツ林については、単一樹種で構成されるため、短期間での病虫害によるマツ枯れを未然に防ぐ対策を講ずる、また、園内の各植物の特性及び生態系に配慮し適正な維持管理に努める。

特にマツについては、マツノザイ線虫によるマツ枯れは、全国的にも深刻な問題となっており、城ヶ島公園では、毎年、マツ枯れ対策シンポジウム参加や樹幹注入を行うとともに、注入講習会を実施し、マツ枯れに対する知識、技術の向上に努めた。

<付属書類>

年間維持管理計画表

計画書4「利用促進のための取組」

(1) より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等の考え方

城ヶ島は県内で有数の観光地として、自然景観、歴史・文化など多くの観光資源に恵まれ、特に城ヶ島公園からの眺望は、房総半島から伊豆半島、富士山を望むことができる。

城ヶ島公園南側の海蝕崖は、ウミウ・ヒメウ・クロサギの生息地として県の天然記念物に指定され、また、公園の景観を特徴づけているマツ林や海浜植物、自生等の水仙などを求めて多くの観光客が訪れている。

平成25年2月に発行されたミシュラン・グリーンガイド・ジャポン改定第3版において、城ヶ島が「近くにいれば寄り道をして訪れるべき場所」を意味する二つ星で掲載され、「南岸は自然がそのまま残っている。崖上を歩いたり、散歩したりしながら海、富士山を眺めて楽しむことができる。」と紹介された。

三浦市観光協会としては、このような観光資源に高い評価を受けたことも含め、引き続き地域とともに城ヶ島の利用促進並びに地域情報の発信に努める。

【取り組み事例】

・「魅力あふれる城ヶ島創造プラン」の推進

平成22年に地元自治会、商工関係団体、三浦市、神奈川県で構成される検討委員会に参加し、「魅力あふれる城ヶ島創造プラン」を取りまとめ、そのプランに従い城ヶ島の更なる魅力の向上と再生を図ることとしている。

- ① (基盤づくり) 馬の背洞門の保全、ハイキングコースの整備など
- ② (誘客施策) 花いっぱい島・城ヶ島づくり、体験観光/イベント実施など
- ③ (プランを支える基盤づくり) 関係者の協働による推進体制の整備など

・「新たな観光の核づくり構想」の推進

平成24年11月に認定された「新たな観光の核づくり構想」の共同提案者として事業の推進に努める。

① 提案の名称

“ホテルになった村”構想と“統合医療”構想による「観光+医療ツーリズム+グリーンツーリズム」と産業観光による観光の核づくり

② 提案概要

風光明媚な三浦の情景と神奈川県最大の自然島“城ヶ島”。

海や富士山の眺望と漁村文化や三浦のマグロ・野菜の食文化を活用し、“ホテルになった村”構想と“統合医療”構想による「観光+医療ツーリズム+グリーンツーリズム」を展開し、魅力ある第4の国際観光地を目指す。

③ 共同提案者

三浦市、三浦商工会議所、（一社）三浦市観光協会、（株）三浦海業公社、京浜急行電鉄（株）、（株）プラネット社（民間資本導入に関する事業提案）

④ 対象地域；三浦市〔城ヶ島・三崎漁港周辺〕

・県立城ヶ島公園「水仙まつり」の実施

城ヶ島は、神奈川県内でも屈指の水仙の名勝地として知られ、水仙の咲く時期には、関東一円から多くのお客様が訪れる。公園を訪れる方々は、水仙の開花に合わせて1月が最も多く、約3万人が訪れている。三浦市観光協会では現在指定管理者（グループ代表）として、地元及び関係機関等と連携し公園を訪れる方々へ魅力あるサービスの提供と、三浦市の観光PRを行い観光客誘致に努める。

① 実施内容

三浦の特産品販売（三浦ダイコン、キャベツ、漬物等）

② イベント開催

三浦海防陣屋太鼓の演奏、かっぱれの披露、陣屋汁（無料サービス）

その他、地元の当観光協会城ヶ島地区においても、城ヶ島灯台商店街入り口において城ヶ島公園で行う実施期間を延長し、スタンプラリー・ガラポン抽選会、生ワカメのしゃぶしゃぶ無料試食などを行う。

・閑散期の園内施設の有効活用

閑散期には、県立城ヶ島公園内において地元関連団体等と連携し、様々なイベント展開に支援・協力を行い、公園の有効利用を図る。

① ステップキャンプ（城ヶ島 秋の外あそび&防災キャンプ!）

主催；魅力あふれる城ヶ島創造プラン推進委員会

場所；城ヶ島公園「うみのね広場」他

対象；ステップキャンプ（1泊2日）

② 三浦半島プレイパーク IN 城ヶ島 ～みうらっ子の遊び方～

主催；三浦商工会議所青年部

場所；城ヶ島公園「ピクニック広場」他

対象；三浦市内外の小学生1～6年生・保護者

③ 七夕まつり飾り付け

主催；県立城ヶ島公園指定管理者

場所；城ヶ島公園「公園入口の長屋門」

対象；地元「城ヶ島保育園」年中・年長園児

④ 城ヶ島砲台地下壕の探索

主催；三浦まちづくり会

場所；城ヶ島公園内（砲台地下壕）

対象；約20名

⑤ ウミウ観察会

主催；県立城ヶ島公園指定管理者（講師；公園職員）バードウォッチング協会所属

場所；城ヶ島公園内

対象；希望者随時

(2) より多くの利用を図るために行う広報、PR 活動の内容等

三浦半島最南端の城ヶ島は、風光明媚な景観、歴史・文化など多くの観光資源に恵まれているとともに、日本の地質百選にも選定されている。

また、水仙などを求めて多くの観光客が訪れている。

このように恵まれた観光資源及び当該公園の様々な情報を観光協会のホームページ、フェイスブックなどによりリアルタイムに発信するとともに、マスコミの取材などに対応し、より多くの公園利用者増加に努める。

【広報・PR 活動の内容】

・「県立城ヶ島公園」パンフレット作成（毎年3万部）

公園展望台から観られる房総半島、伊豆大島、富士山及び園内の写真を掲載するとともに、城ヶ島観光歳時記、城ヶ島の海浜植物～花のカレンダー～等を分かりやすく紹介し、訪れた公園利用者や観光客に配布する。

・「三浦市マップ」パンフレット作成（2か年分6万部）

三浦市には年間を通して多くの観光客（平成26年；約570万人）が訪れるため、「三浦市観光マップ」を作成し、その中の「三崎・城ヶ島」部分において、県立城ヶ島公園の紹介を行い、希望者への郵送及び市内の各駅、その他観光施設等に配架を行う。

・観光協会ホームページにおける PR

平成24年度ホームページのリニューアルを行い、三浦市全体の観光情報の発信を行うとともに、県立城ヶ島公園情報等については、トップページよりダイレクトに繋がるよう改修した。今後も随時更新を図る。

・観光協会フェイスブックの開設

平成25年度、フェイスブックの開設を行い、三浦市全体の観光情報の発信を行うとともに、当該公園の「水仙の開花状況」などもリアルタイムに発信し、来園者の増加に努めている。今後も随時更新を図る。

・観光キャンペーン等による PR

県内外で開催される観光キャンペーン、イベント等に参加し、来場者等に「県立城ヶ島公園」パンフレットの配布に努める。

【公園利用の実績】

駐車場利用車両が、どの地域から訪れているかを確認し広報、PR の参考としている。

(単位；台)

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
神奈川県	21,462	21,452	22,823	28,492
東京都	9,212	9,003	10,202	15,101
埼玉県	2,760	2,760	2,841	3,255
千葉県	1,473	1,471	1,665	2,034
その他	3,183	3,034	3,769	4,374
合 計	38,090	37,720	41,300	53,256

(乗用車のみ)

【年間公園利用者数】

(単位；人)

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用者数	221,580	222,415	240,910	289,630

【公園利用者数の目標値】

平成23年度は、東北地方太平洋沖地震の影響を受け利用者等が落ち込んだと推定されるが、提案書4「利用促進のための取組」でも記載した事業及びイベント等を積極的に推進するとともに、観光協会として情報発信を行い利用者の増加に努める。

目標値； 年間50万人

計画書5「自主事業の運営」

【駐車場管理運営】

① 事業の目的

当該公園を車両（大型車・普通車・二輪車）で訪れる利用者が、安全・安心及び快適に駐車できるよう、自主事業として駐車場の運営管理を行う。

② 実施体制

当該公園駐車場の運営については、神奈川県立都市公園指定管理者の応募要領（県立城ヶ島公園管理運営業務の内容及び基準）で示された運営状況を勘案し、第1駐車場は、料金徴収員及び場内整理案内員を各1名配置する。第2駐車場は、機械式料金所を設置する。

※繁忙期には、場内整理案内員を増員して、駐車場内の安全対策に努める。

③ 運営にあたっての具体的提案

ア 安全管理対策

- ・ 駐車場内での事故を未然に防ぐため、運営スタッフの安全教育を徹底する。
- ・ 駐車場施設の日常点検、定期点検を徹底し、施設の保全及び事故防止対策に努める。
- ・ 駐車場内施設の不備などにより、自動車等に損害が生じた場合に備え、施設賠償責任保険及び自動車管理者賠償責任保険に加入する。

イ 利用者への対応

- ・ 駐車場は公園を訪れる最初の施設として、徴収員の接遇への徹底を図り、利用者に対して親切・丁寧な対応に努める。
- ・ 駐車場におけるインフォメーション機能を充実し、パンフレットの配布及び季節の情報などの提供を行う。
- ・ 障害者及び学校関係の利用については駐車場料金を免除する。

ウ 緑化協力金

- ・みどり行政推進のための「緑化協力金」の趣旨をご理解いただくため、予め看板により告知するとともに料金受け取りの際、係員より緑化協力について寄付の協力意向を確認する。

エ 営業時間

- ・ 4月から9月 午前8時00分から午後7時00分
- ・ 10月から3月 午前8時00分から午後5時00分

オ 駐車料金

消費税変更に伴い、駐車場料金については、神奈川県と協議決定する。

大型車 1日 1000円

普通車 1日 450円

二輪車 1日 100円

(緑化協力金1台20円を含む)

④ 駐車場運営の変更について

- ・年度途中に新たに有料駐車場の増設や駐車料金等の変更があった場合は、神奈川県と協議し、駐車場の運営管理を行う。

【自動販売機の設置】

① 事業の目的

当該公園には、飲料用の自動販売機を4基設置しており、年間を通して来園者に多くの利用をいただいている。引き続き、利用者のニーズに対応するため、自動販売機の設置を継続し、季節に応じた飲み物の提供を行う。

② 事業内容

自動販売機の設置（4基）

③ 委託内容

商品補充と品質管理、売上金の回収、つり銭の補充、容器の回収

④ 安全管理

・売上金の早期回収、防犯対策の強化、転倒防止等の安全対策の徹底を図る。

⑤ 自動販売機の仕様

・設置する自動販売機の外観・色彩については、風致公園の景観を損ねない仕様とし、容器回収の箱と一体型を設置する。

【テント売店の設置】

① 事業の目的

イベント開催時や繁忙期に併せ、地域で生産された農水産物等の販売を行い、地場産品のPR及び来園者に対するサービスの向上、誘客数の拡大を図る。

② 事業内容

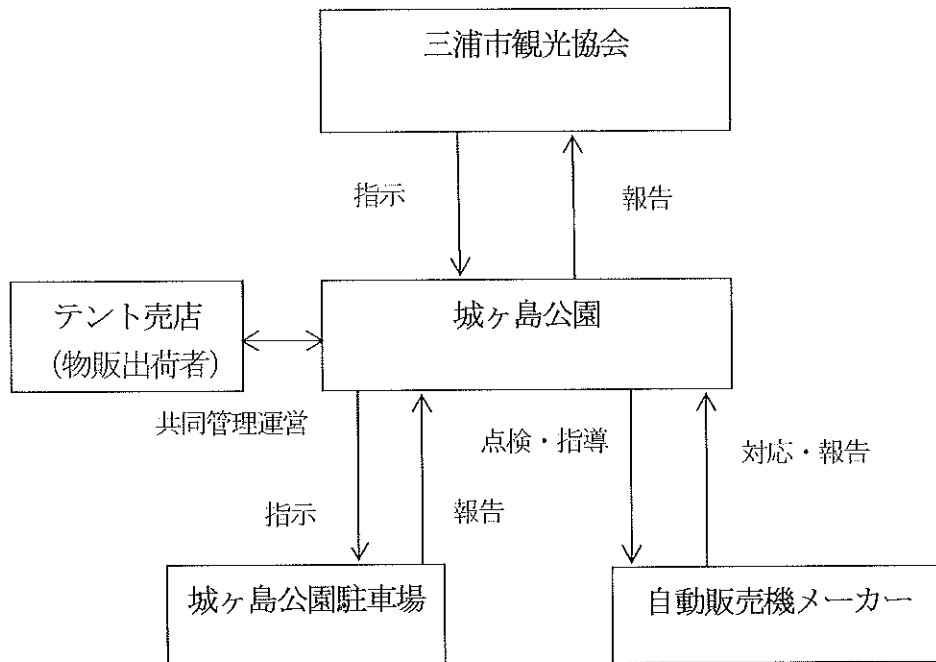
地元の特産品等を紹介し城ヶ島を含め三浦の活性化を図るため、農水産物、農水産加工品、及び園芸品、花木類の販売を行うとともに、三浦の名産品の展示紹介を行う。

③ 事業内容

指定管理者と物販出荷者との共同管理運営方式により行う。イベント、利用促進事業時に指定管理者が立案計画等を行い、出荷者は趣旨を理解し出荷物品、数量の調達を行う。

(2) 事業の実施体制など具体的な内容を記載してください。

また、業務の一部を委託する場合、具体的な委託業務内容とともに、指定管理者としての点検方法、指導監督等についても記載してください。



(自動販売機委託内容)

- ・飲料提供メーカーによるフルオペレーション (商品補充、現金管理、容器回収) 販売とする。

(点検、チェック、指導管理方法)

- ・商品切れや故障などの不具合を確認した場合、直ちに飲料メーカーに連絡し対応する。
- ・商品補充の際は、必ず公園担当者が立会い、納品状況を確認する。
- ・販売状況については、飲料メーカーより毎月報告書の提出を義務付け、販売状況の確認を行う。
- ・利用者のニーズに応じ多種の品目を提供できるよう飲料メーカーと調整を行う。

計画書7「利用者への対応」

(1) 接客対応及びその研修等

三浦市観光協会は、接客対応を主として行う業種の会員を多く有し、各企業及び団体等で専門的なノウハウにより接客対応を行っている。また、観光協会としても「観光インフォメーションセンター」において対面観光案内及び電話等により対応する職員について親切・丁寧な対応を図るよう心掛ける。

当該公園に従事する職員についても、園内の植物等の特性及び地域の観光情報等について、情報の共有を行い利用者ニーズに応えられるよう教育を継続するとともに接客教育の徹底を図る。

- ・公園内の海浜植物、海鳥等に関する情報提供及び城ヶ島全体の自然・歴史・文化、の教育の実施
- ・市内及び周辺地域の観光施設情報の提供
- ・県立城ヶ島公園パンフレット配架
- ・当該公園専属の観光ボランティアによる公園案内及び観光情報の提供（土・日、祝日実施）
- ・観光ボランティアガイド協会との連携
- ・公園職員の制服・制帽着用による作業及び利用者対応
- ・関係機関等が開催する接客等に関する研修会に積極的に参加

(2) 苦情処理の対応及びその研修等

利用者からの苦情等の申し出に対しては、その内容、状況等を的確に把握し、その対応に当たっては適切に対応するとともに、その解決策について担当職員より丁寧な説明を行う。

- ・苦情等は、迅速な対応を行う事が必要であり、管理統括責任者への連絡体制を明確にして適切な対応を図る。
- ・利用者からの苦情等は、苦情内容等を記録、その内容により改善等の対策を検討し、関係者で共有する。
- ・苦情の内容を定期的に分析し、業務の改善、サービスの向上等に努める。
- ・苦情が指定管理者以外に関する内容の場合、関係する機関等を確認し情報の提供を行う。
- ・関係職員による定例会等で苦情処理に対する研修を行い、適切な対応に努める。

(3) 利用者への公園の利用指導及び研修等

三浦市観光協会のホームページ等において、県立城ヶ島公園からの眺望、花暦、その他イベント情報等の提供を行い公園利用者の増加に努めるとともに、フェイスブックによる城ヶ島公園で開催されるイベント等の新着情報をリアルタイムに発信することに努める。

また、観光ボランティアガイド協会と連携を図り、城ヶ島の自然・歴史・文化等の案内活動に協力し、多くの利用者が城ヶ島の魅力を肌で感じられるツアー等の開催を支援するとともに、城ヶ島公園専属の観光ボランティアによる公園案内及び観光情報の提供（土・日、祝日実施）を行い、利用者へのサービスの提供に努め、併せて公園の利用指導を行う。

関係職員研修については、地元地域及び観光ボランティアガイド協会等との観光情報の共有を図り、地域に根差した対応を行うよう努める。

(4) サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み

当該公園は、風致公園であるため積極的に遊具等の施設を設置せず、風光明媚な自然を堪能していただくことを主と考えている。しかし、利用者からのニーズ・苦情等はサービス向上のため、広く把握する必要がある。そのため、指定管理期間内にアンケート及び聞き取り調査を行い、利用者ニーズ等の把握に努め指定管理業務に反映する。また、行政機関及び大学並びに関連団体が行う観光に関する調査、研究等に対し積極的な協力を行い、その結果等も含め事業等に反映していくことに努める。

【具体的な把握方法】

- ・公園入口（管理事務所）にアンケート用紙・回収ボックスの設置
- ・公園ボランティアガイドへの問合せ（ガイド日報）問い合わせ内容、報告事項
- ・公園利用者から公園従事職員へのニーズ等の記録
- ・電話等による問合せの記録
- ・関係機関等のアンケート調査結果

計画書 8 「通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容」

(1) 通常の指定管理業務を行う中での事故防止等の取組内容

城ヶ島公園は、多くの公園利用者が訪れることから、園内及び駐車場等での安全対策を十分に行い安全で快適な公園環境の提供に努める。

【防犯対策等安全確保の実施体制】

園内の防犯対策については、公園従事者による日々の巡回により安全確認を行い、異常発生時には城ヶ島公園「緊急連絡網」により関係機関への連絡、調整を行い、迅速な対応に努める。

徒歩による園内利用は常時可能のため、管理事務所の夜間警備については、不審者等の侵入を防ぐため専門警備会社に委託し、異常時に対応する。また、駐車場における対策として、夜間の関係職員不在時には、駐車場門扉を施錠し公園施設の破損防止及び不審車両の進入を規制、また、地元警察及び地元自治会等とも連携を図り、夜間等の安全確保に努める。

園内2箇所にある自動販売機に防犯カメラを設置して、犯罪の抑止に努める。

【施設の安全対策及び水害防止】

県立城ヶ島公園管理運営業務の内容及び基準Ⅲ指定管理業務の対象となる公園施設については、日々の巡回による点検により、破損等の確認を行い、安全対策上、補修、改修等が必要と判断した場合、県と指定管理者のリスク分担により対応する。また、定期点検を有する設備の場合は、各種関係法令を遵守し整備・調整等を行い、施設の安全対策に努める。

水害対策については、神奈川県地域防災計画及び三浦市地域防災計画に準じて、地域と連携し対応するとともに、津波用避難路を活用した防災訓練等に参加・協力を行い、城ヶ島島民及び城ヶ島公園を訪れる観光客等の安全対策に努める。

【維持管理業務における日常の作業の安全対策】

公園利用者の安全を確保するため、日常の作業は次のように行う。

- ・維持管理作業中の事故を防止するため、作業は原則として来園者の少ない平日の閑散時に行う。
- ・公園利用者に対し危険性が想定される作業の場合は、作業表示板等を用いて、作業区域への立ち入りを禁止とする。また、通常の維持管理作業では、看板、侵入防止柵等により作業中である旨の告知を行い利用者の安全を確保する。

- ・作業道具の使用方法、作業手法の指導については、作業主任等の指導のもとで、作業職員に対する安全管理の教育を徹底する。
- ・外部委託者に対する安全対策については、管理指導の徹底を図るとともに、作業管理計画書等の提出を求める。
- ・万が一の事故に備え「施設管理者賠償責任保険」に加入し、事故発生時の対応を図る。

【安全管理の指針の整備】

通常の指定管理業務を行う中で、施設、業務に応じた点検マニュアル等を活用し安全性の確保に努める。

- ・放送設備、照明設備等の点検マニュアル
- ・県立城ヶ島公園 園内巡視ガイドライン（抜粋）
（巡視の心構えについて）
 - ① 利用者の立場で危険、不快の発見に努めること。
 - ② 危険を察知するために観るだけでなく触れること。
 - ③ 異常があったら
 - ・危険な状態を判断→危険性があれば危険回避措置を取る。
 - ・報告→緊急性に応じて速やかに管理職員に報告する。
 - ・対応→直営もしくは業者委託により異常個所を修繕する。
 - ・名称、箇所、確認項目により点検を行う。

【安全対策の研修】

（一社）日本造園建設業協会が発行している「安全作業のしおり」メンテナンス編等を活用し、毎年、管理作業安全講習会を開催するとともに、毎週（月曜日）開催している「朝礼」において安全対策の徹底を図る。また、行政機関等で開催される安全対策研修会等には積極的に参加し、安全意識の向上に努める。

計画書9「事故、異常気象等（水防を含む。）緊急事態が発生した場合の
対応方針」等

(1) 事故、異常気象等（水防を含む。）緊急事態が発生した場合の対応方針
当観光協会では、城ヶ島公園等における異常発生時には城ヶ島公園「緊急連絡網」
により関係機関への連絡、調整を行い、迅速な対応を図る。

【事故や災害発生時の緊急時の体制及び初期対応】

事故発生時には、初期対応として当日の公園スタッフが現地を確認し、負傷者の
救助、人命を助けることを主とし、状況に応じて緊急車両等を要請し迅速な対応を
図る。また、下記により関係機関への状況連絡、報告を行う。

(昼間の対応)

- ・気象警報発令時において、台風情報等により大きな災害発生が見込まれる時は待
機を行い、情報収集に努めるとともに、被害発生時には被害発生状況等を横須賀
土木事務所に報告し、危険個所の立入禁止措置等の必要な対応を行う。
- ・地震時には、行政機関に準じた対応を行うとともに、施設の状況を公園スタッフ
が調査を行い報告する。
- ・災害発生時には、来園者等の安全確保を第一優先として対応を図る。

(夜間の対応)

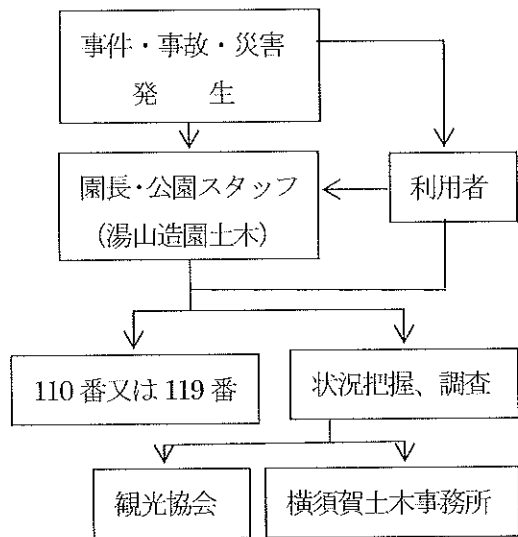
- ・夜間の気象警報発令時において、特に台風情報により大きな災害発生が見込まれ
る時は、公園スタッフ及びグループ会社（有）湯山造園土木）が、警報解除後、早
朝に園内の巡視を行い、被害発生状況等を報告し、危険個所への立入禁止措置等
の必要な対応を図る。
- ・地震時は、施設等の状況を（有）湯山造園土木が調査を行い報告を行う。

(その他の対応)

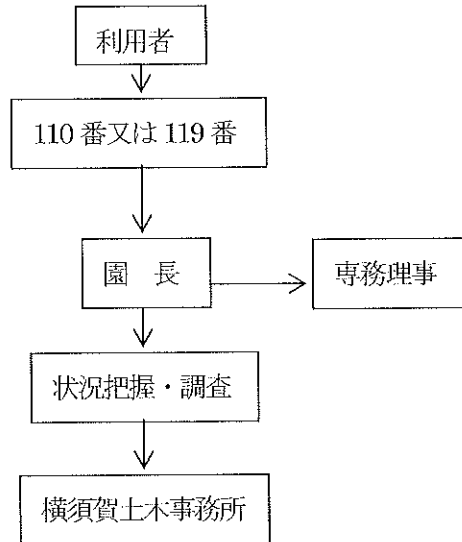
- ・警察署及び消防署に、県立城ヶ島公園の「昼夜緊急連絡体制表」を提出し夜間の
迅速な体制をとる。
- ・駐車場門扉の鍵を最寄りの交番（城ヶ島内）、消防署に提出、夜間等の迅速な体
制をとる。
- ・災害時（災害が予測される場合を含む）には、有料駐車場の解放（無料）を行う。
- ・震度4以上の連絡体制 別紙1
- ・大雨・大雪・暴風警報発表時の連絡体制 別紙2

事故発生時には、下記により関係機関への状況連絡、報告等を行う。

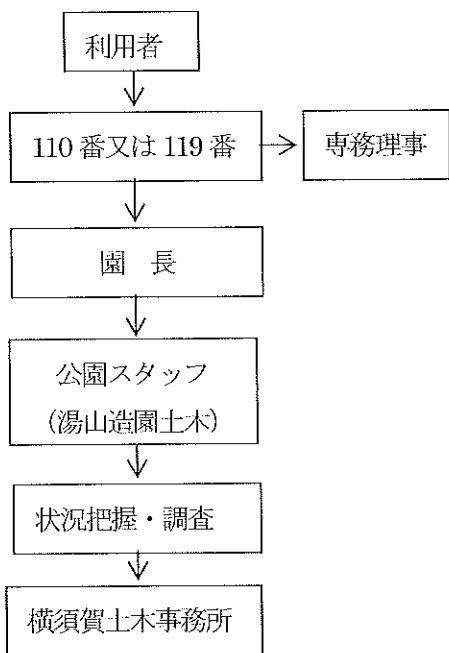
●緊急時連絡体制（通常）



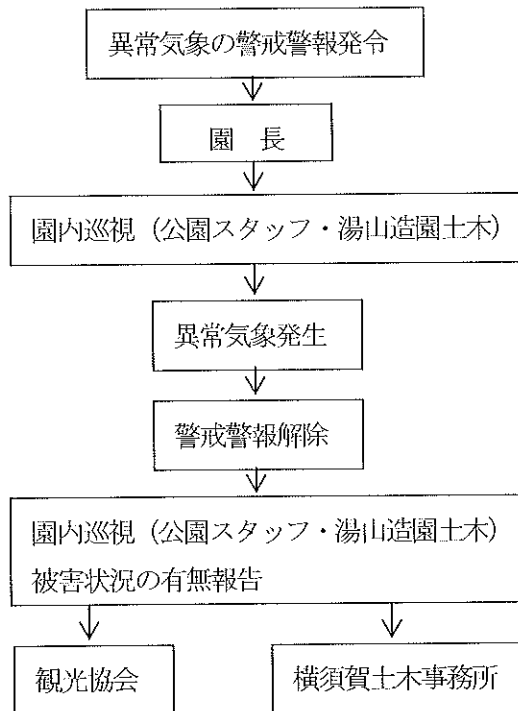
●夜間連絡体制



●夜間緊急時連体制



●夜間警戒警報発令時連絡体制



震度 4 以上の連絡体制について

■震度 4 が発生した場合

1 平日・休日の 8:30~17:15 に発生した場合

【指定管理者の対応】

- ・園内放送による注意喚起等の実施及び、地震がおさまった後、園内パトロールによる被害状況の確認及び応急対策を実施し、園内パトロール開始時刻とパトロール結果を所管事務所へ報告する。(被害がない場合も報告する)
- ・指定管理者の本部は、各公園のパトロール開始時刻とパトロール結果を都市公園課へ報告する。

【事務所の対応】

- ・指定管理者からの報告を受け、都市公園課(地区担当者)へ伝達する。

2 平日・休日の時間外に発生した場合

【指定管理者の対応】

- ・パトロールを実施し 8:30 までに公園の被害状況を事務所へ報告する。報告時には、主園路や施設及び、事故の発生が予期される場所をパトロールしていることが望ましいが、広大な面積の公園等、8:30 までにパトロールすることが現実的に不可能な場合には、把握している被害状況を報告のうえ、公園全体のパトロール終了後、被害状況を事務所へ再度報告する。

(被害がない場合も報告する)

- ・指定管理者の本部は、所管の公園の被害状況を取りまとめた後、都市公園課へ報告する。

【事務所の対応】

- ・指定管理者からの報告を受け、都市公園課(地区担当者)へ伝達する。

■震度 5 弱以上が発生した場合

【指定管理者の対応】

- ・園内放送による注意喚起等の実施及び、地震がおさまった後、園内パトロールによる被害状況の確認を実施し、園内パトロール開始時刻とパトロール結果を所管事務所へ報告する。(被害がない場合も報告する)
- ・指定管理者の本部は、各公園のパトロール開始時刻とパトロール結果を都市公園課へ報告する。
- ・震度 5 弱から、県は第 1 次応急体制等の緊急配備がされるため、時間に関係なく速やか被害状況を報告する。

■連絡体制

公園(指定管理者)→管轄土木事務所・センター→都市公園課

指定管理者本部→都市公園課

※震度5弱以上の場合については、地震時行動マニュアル(案)に従う。

■その他

- ・震度は公園所在地での震度とする。

大雨・大雪・暴風警報発表時の連絡体制について

1 平日の8:30~17:15に警報が発表された場合

【指定管理者の対応】

- ・園内放送や掲示等による注意喚起及び、応急対策等を講じるとともに、危険時を避けパトロールした後、園内の被害状況を事務所へ報告する。
- ・警報が時間外にも継続して発表されている場合には、時間外にも公園利用者が存在する可能性を考慮し、必要に応じて注意喚起等の措置を実施する。

【事務所の対応】

- ・指定管理者からの報告を受け、被害があれば都市公園課(地区担当者)へ伝達する。

2 時間外及び休日に発表された場合

【指定管理者の対応】

- ・翌開庁日の8:30までに公園の被害及び応急対策の状況を事務所へ報告する。報告時には、主園路や施設及び、事故の発生が予期される場所をパトロールしていることが望ましいが、広大な面積の公園等、8:30までにパトロールすることが現実的に不可能な場合には、把握している被害状況を事務所へ報告のうえ、公園全体のパトロール終了後、被害状況を事務所へ再度報告する。

【事務所の対応】

- ・指定管理者からの報告を受け、被害があれば都市公園課(地区担当者)へ伝達する。

3 その他

- ・原則として、人的・物的被害を発見した場合には、速やかに指定管理者は事務所へ報告する。指定管理者から報告を受けた事務所は、都市公園課へ伝達する。
- ・公園によって、対応が必要と思われる他の気象警報がある場合には、適宜追加する。
- ・台風等の異常気象時には、必要に応じて、都市公園課から体制について連絡する場合がある。

【避難誘導、公園の利用制限等を考慮した連絡方法及び対応】

緊急事態が発生し避難誘導を必要とする場合、園内放送設備を利用し、避難誘導放送を行い園内利用者に避難を呼びかける。また、海岸付近の利用者に対しては、第一階段、第二階段、第三階段を通行止めにして、トランジスターメガホン等を利用し避難を呼びかけ誘導を行う。（呼びかけは繰り返し行う。）

駐車場においては、利用者及び避難車両に対して、避難誘導を呼びかけるとともに、駐車場の無料開放を行い安全な場所に誘導を行う。

【暴風大雪警報発令時の対策】

暴風大雪などの異常気象が想定される場合は、事前に危険箇所等の点検を行い、必要な安全対策を講ずる。城ヶ島公園には三浦市防災行政無線の放送塔が設置されており、暴風大雪警報発令時には、公園利用者の安全対策に努めるとともに、城ヶ島大橋の通行止め等の情報提供を行い注意を促す。

【城ヶ島大橋通行止めの条件】（神奈川県 HP 抜粋）

- ・10分間の平均風速が25m/sを超えた時、又は超える恐れがある時。
- ・その他積雪、凍結等通行が危険と判断した時。

(1) 急病人等が生じた場合の対応

(救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等)

当該公園内で急病人等が発生した場合、迅速に対応することが必須であり、消防署に連絡し、急病者等の症状を伝えるとともに、的確な指示を仰ぐ、また、救急車が到着するまでの間、消防より指示のあった事項については的確に対応する。なお、必要に応じて、予め急病者の状態を把握できる場合は救急隊員が到着するまでに確認して報告する。（管理事務所 AED 設置）

救命に関する職員の研修については、地元消防署及び公的機関において行われる応急救護講習等の開催に伴い、職員に積極的参加を促し、適切な対応を図るよう努める。

計画書10「当該公園の「震災対策の考え方」に示す初動体制等への対応、
大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方」

(1) 当該公園の「災害時対応の考え方」に示す初動体制等への対応

当該公園は、三浦半島と城ヶ島大橋により繋がれた城ヶ島に位置し、大規模災害発生時には最悪孤立する可能性を含んでいる。そのため、地元地域との連携が不可欠であり、日頃からの対策を行うことにより大規模災害発生時に被害を最小限に留めるよう訓練を含めた対応が必要とされる。

そのため、神奈川県地域防災計画及び三浦市地域防災計画並びに城ヶ島公園の災害時の考え方を踏まえ、三浦市観光協会会員及び地域との連携強化を図り、来園者、地域住民、関係職員等の安全確保を図り、地域一体となった災害対策の取り組みを図るとともに、県及び市と連携した公園施設の復旧に努める。

なお、現在公園スタッフの約7割が三浦市内に住所を有し、短時間に現地到着できる職員もいることから、初動体制として園長等からの指示により緊急時の対応にあたることの出来る体制を引き続き整える。

(2) 大規模災害発生時の公園の特性、立地状況等に応じた災害対応の考え方

当該公園は、先述のように城ヶ島に位置するという地域特性、立地状況から、最悪の事態を回避するため、東日本大震災から得られた教訓を生かし関係機関等の指導のもと次のような対応を図る。

【地域との連携】

東日本大震災以降、当協会では、改めて防災対策等の強化、改善に努めている。地域との連携については、三崎警察署及び市内関係団体で構成されている「テロ・災害対策三崎協力会」の組織の一員として関係機関との情報共有を行い協力体制の強化に努めている。また、指定管理者として、地元城ヶ島区が開催する防災訓練に参加並びに観光協会会員相互の連携を図り防災対策に努めるとともに、当協会会員研修として様々な体験等を行い、防災意識を高める。

【防災訓練】

県立城ヶ島公園は、三浦市防災計画により広域避難場所として指定されており、毎年、公園スタッフによる避難訓練（大津波警報発令想定）の実施及び関係機関、地元における防災訓練等に参加・協力をを行う。

① 当該公園における避難訓練内容

- ・公園スタッフによる避難訓練説明会の実施
- ・園内避難放送の実施
- ・公園入口における大津波情報伝達
- ・第二、第三階段（海岸下り口閉鎖・高台へ避難呼びかけ）
- ・波際の釣り人達に避難呼びかけ
- ・タンカ運搬訓練、身障者避難訓練

② 震災対策訓練

毎年実施されている、県土整備局震災対策訓練（情報伝達訓練）参加

③ 地元防災訓練（津波用避難路）参加

津波用避難路完成に伴い、地元城ヶ島区が防災訓練を実施、島民及び観光客等が高台に避難することを想定した体験訓練に参加する。

【職員への教育】

当該公園において毎年避難訓練を行い、訓練説明会及び公園スタッフに対する防災教育を行うとともに、地域で開催される防災訓練などの概要、結果など朝礼を利用して防災教育の徹底を図る。

【災害対応物品の備蓄】

当該公園は、広域避難場所として指定されており、三浦市役所が設置した防災資機材倉庫がある他、神奈川県土木事務所で準備している災害対策物品の備蓄・保管を行っている。

(三浦市防災資機材倉庫)

- ・毛布；100枚
- ・食糧；カロリーメイト（960箱）
- ・組立トイレ；7基（トイレットペーパー300個）
- ・その他；ジャッキ（3台、組立用リアカー他）

(神奈川県非常用備蓄品)

- ・毛布； 7箱 15（枚／箱）× 7＝105枚
- ・飲料水；12箱 24（本／箱）×12＝288本
- ・乾電池； 2箱 240（本／箱）× 2＝480本
- ・発電機1台、防災ラジオ1台他

【災害発生時の協力等】

観光協会は、先述のように三崎警察署及び市内関係団体で構成されているテロ・災害対策三崎協会の組織の一員として関係機関との情報共有を行い、協力体制を取って災害時に備えるほか、観光協会城ヶ島地区の会員と地域との連携により災害時の宿泊の確保、食糧の提供などの協力体制を進める。

(城ヶ島内の観光協会会員)

- ・宿泊業； 6軒
- ・飲食店；18軒

(観光協会会員)

- ・160会員（平成28年6月現在）

計画書 1 1 「地域と連携した魅力ある施設づくり」

(1) 地域人材の活用、地域・関係機関との協力体制の構築

三浦市は、遠洋漁業をはじめとする農漁業と、観光業を基幹産業とする都市であり、その環境の中で生まれ育った地域人材を活用することは、当該公園を管理・運営する面においてメリットがあると考えます。当該公園の職員採用については、この考え方を踏襲し市内雇用の考え方を進めていく方針である。

また、観光協会は、城ヶ島地区、三崎地区、油壺地区、三浦海岸地区、初声地区の会員で構成されている。提案書4において記載した、城ヶ島における様々な取り組みを実施、推進するとともに、各地区で開催される行事、イベントの開催等においても地域及び関係機関との協働、連携を図り実施している。県立城ヶ島公園においても、引き続き地域と一体となった行事及び計画を進めていくこととする。

(2) ボランティア団体等との連携、協働及び育成

当協会とボランティア団体との関連については、主に「三浦市観光ボランティアガイド協会」との協働により、三浦市域を中心とする貴重な自然、歴史、文化遺産等を広く観光客に紹介し、観光客からの意見を、様々な観光振興策などに活かすとともに、民間ボランティア団体等が開催するスカベンジなどに協力・連携し美しい景観づくりを目指すことに努める。

観光ボランティアガイドの活動を更に発展、継続させていくために、新たな観光ボランティアガイド養成として、「もてなしの心」を持ち、多彩な三浦の魅力を伝えることのできる養成講座を三浦市と連携し行う。

(3) 他の公園、周辺施設との交流・連携

当該公園には、年間多くの来園者が訪れ、アンケート、聞き取りの中で、飲食店、お土産等の問合せも多いことから、県立城ヶ島公園パンフレットに城ヶ島内の店舗情報を掲載し、産直センター（うらり）及び観光施設に配架を行い、相互施設による連携を図り、来園者及び観光客のニーズに対応するとともに、近隣の公園情報などの提供にも努める。

(4) 地域企業等への業務委託による迅速、かつ、きめ細かいサービスの提供に向けた取組内容

市内外から訪れる人々が、美しさ、楽しさを実感できるようなきめ細かなサービスの提供は、観光協会職員及び公園スタッフには常日頃から心掛けるよう努める。

当該公園管理の中には、公園に付帯する第1駐車場（有料）と城ヶ島大橋近くの第2駐車場（有料）の管理を行っている。第2駐車場は機械式のため、異常時又は緊急時の連絡等を委託により行う。

受託者は、城ヶ島内に住所を有し、緊急時の迅速な対応及び不法投棄に対する注意喚起等も行い駐車場の安全管理に努める。

(第2駐車場の門扉開閉業務)

開門時刻； 4月1日から翌年3月31日 午前8時

閉門時刻； 4月1日から 9月30日 午後7時

10月1日から翌年3月31日 午後5時

(5) 企業のCSR活動（社会的責任、社会貢献）や学校等との連携

近年、環境保全の一環として、企業による海岸清掃等が行われている。三浦市は三方を海に囲まれ自然豊かな町として、三浦市観光協会としても企業等と連携し、城ヶ島公園を含めた美しい景観を維持することに努める。

学校との連携については、三浦市内にある「県立平塚農業高校初声分校」の協力を得て、分校において栽培されたマリーゴールド等を城ヶ島公園入口花壇に植栽する。また、城ヶ島保育園園児によりアサガオの苗の植栽を行う。

計画書12「適切な積算、節減努力等」

(1) 積算（内訳）において特に留意した事項

公園の維持管理において、組織全体で直営及び再利用等により支出抑制を行い、施設管理に関する修繕など公園スタッフで対応可能な作業等は積極的に行うことにより経費の節減に努めるとともに施設の長期使用を目指す。

【植物管理】

当該公園は、現存するマツ林、笹原、八重水仙の管理及び芝の手入れを行う必要があり、樹木の選定、除草、病虫害の防除等において職員で対応が可能な作業については、可能な限り直営により対応することで経費の削減を図る。

【修繕費】

使用する機器及び機材について、スタッフによる日々の点検、手入れ等を徹底し、経費の抑制に努める。

【清掃管理】

トイレ清掃などにおいて外部に委託する必要が無いと判断できる作業においては直営で行う事により経費の節減に努める。

(2) 経費節減について工夫した点、努力した点等

- ・消耗品等について、在庫管理を徹底し、必要最小限の積算に努めるとともに、資源の有効利用を図る観点から再使用等に努める。
- ・照明、エアコン、暖房用の灯油使用等については、必要最小限の利用により節減することに努める。

計画書13「人的な能力、執行体制」

(1) 指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況

・現地責任者の役割及び経歴、主要職員の役割分担

三浦市観光協会は、指定管理者グループの一員として県立城ヶ島公園の管理運営に当たり、運営の公益性の実現を図るため、神奈川県知事より社団法人の設立許可を得て、現在当該公園の指定管理を行っている。なお、平成26年4月より一般社団法人へ移行し、下記により業務を実施する。

【三浦市観光協会】

- ・管理運営及び執行状況の検査、是正勧告
- ・公園スタッフの労務管理
- ・各種業務委託契約の締結業務
- ・給与、光熱水費、委託業務等の支払い

【公園園長】

・現園長経歴

平成21年4月 公園園長就任、現在に至る

- ・公園の管理運營業務及び緊急時対応、安全管理の責任者
- ・神奈川県及び横須賀土木事務所との調整、報告業務
- ・維持管理計画及び予算書の策定
- ・利用促進、運營業務の策定
- ・小口現金の支払い
- ・各種業務委託の設計、積算、発注業務
- ・公園スタッフの指導、監督
- ・委託業者の指導、監督

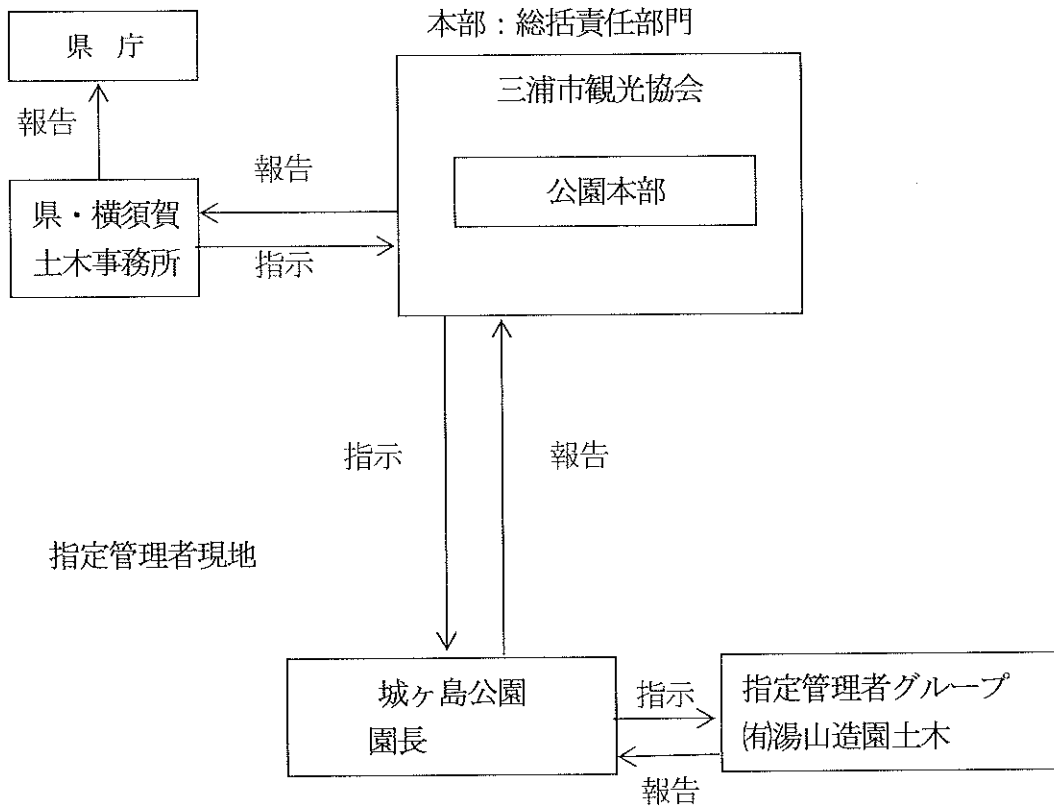
【維持管理スタッフ】（グループ会社である(有)湯山造園土木スタッフを含む）

- ・公園施設の維持管理及び点検、修繕業務
- ・植物管理業務
- ・日常清掃

【運営管理スタッフ】

- ・駐車場の運營業務
- ・利用者対応、利用者指導

(連絡体制)



(公園の管理運営に係る有資格者の配置状況)

指定管理者グループ・(有湯山造園土木)

- ・ 1級造園技能士
- ・ 2級造園技能士
- ・ 2級造園施工管理技士
- ・ 2級土木施工管理技士

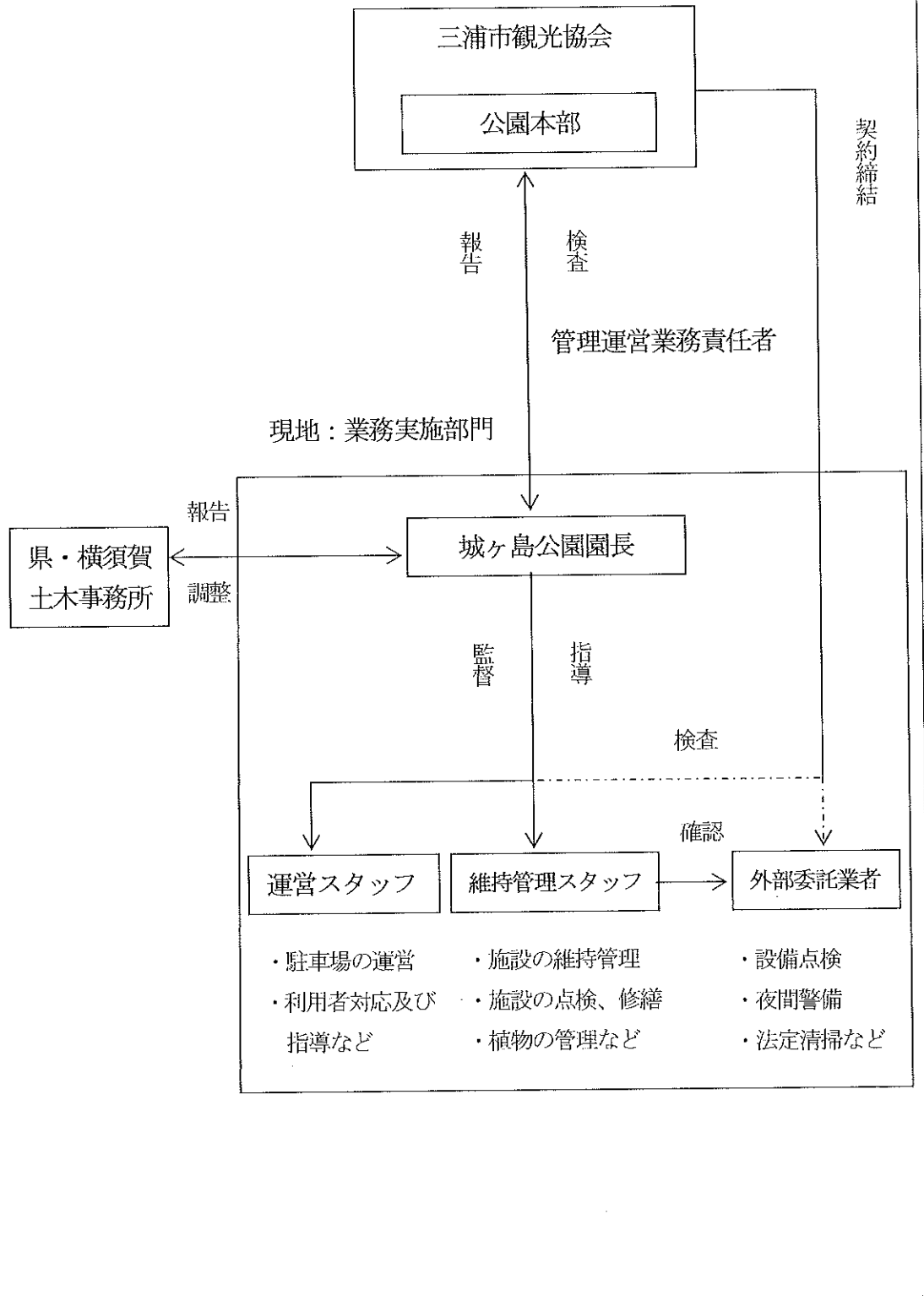
(本部、現地の責任体制)

●責任者 ○補佐

	[本部]	[現地]			[外部]
	観光協会	園長	維持管理スタッフ	運営スタッフ	委託業者
PLAN (計画の策定)		● ・年間維持管理運営計画 ・予算編成 ・執務計画 ・月間、週間作業計画 ・委託業務、設計	○ ・計画策定補助	○ ・計画策定補助	
DO (業務の実施)	● ・労務管理 ・委託業務契約 ・支払い業務		● ・植栽監理 ・施設維持監理 ・日常清掃、点検など	● ・駐車場運営 ・利用案内、指導など	● ・委託業務の実施 ・設備点検、夜間警備、法定清掃など
CHECK (実施状況の把握、検査)	● ・公園管理運営業務全般の検査 ・執行状況の検査	● ・業務の確認 ・委託業務の検査 ↓ (土木事務所への報告)	○ ・委託業務の確認		
ACTION (改善措置)	● ・公園の管理運営業務に対する是正報告	● ・次年度計画への反映 ・改善指導			

(1) 業務の一部を委託する場合の管理・指導体制

本部：総括責任部門



人員配置計画

城ヶ島公園

公園職員	担当業務	職員	パート	一週間の 勤務時間	備考
園長	維持管理運営業務の統括	○		34h/週 8h×4日～5日=34h	ローテーション勤務
作業主任	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	
維持管理スタッフ-1	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	ローテーション勤務
維持管理スタッフ-2	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	
維持管理スタッフ-3	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	
維持管理スタッフ-4	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	
維持管理スタッフ-5	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	
維持管理スタッフ-6	植物管理、施設の維持管理及び小破修繕、日常清掃・点検		○	30h/週未満 7h×4日=28h	
運営スタッフ-1	利用者対応及び指導並びに事務補助		○	30h/週未満 7h×4日=28h	ローテーション勤務
運営スタッフ-2	駐車場の運営並びに利用者対応及び指導		○	40h/週以下 7h～8h×5日=32h～40h	
運営スタッフ-3	駐車場の運営並びに利用者対応及び指導		○	40h/週以下 7h～8h×5日=32h～40h	
運営スタッフ-4	駐車場の運営並びに利用者対応及び指導		○	40h/週以下 7h～8h×5日=32h～40h	
運営スタッフ-5	駐車場の運営並びに利用者対応及び指導		○	40h/週以下 7h～8h×5日=32h～40h	
公園本部スタッフ-1	維持管理運営業務の総括	○		40h/週 8h×5日=40h	ローテーション勤務
公園本部スタッフ-2	維持管理運営業務の総括	○		40h/週 8h×5日=40h	

勤務予定表(通常期)

城ヶ島公園

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	日数
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
園長	○	○		○	○			○			○	○		○	○			○		○	○		○	○			○	○		○	17
作業主任			○	○		○	○		○	○			○	○		○	○		○		○	○	○		○	○			○	○	18
維持管理スタッフ-1		○	○		○	○			○			○	○	○		○	○	○			○	○		○	○			○		○	17
維持管理スタッフ-2		○	○		○	○			○		○	○		○	○	○	○			○			○	○			○	○	○		17
維持管理スタッフ-3	○			○	○		○	○		○	○			○	○		○	○			○		○		○	○		○	○	○	18
維持管理スタッフ-4	○	○	○			○		○	○	○			○	○	○		○	○			○		○		○	○		○		○	18
維持管理スタッフ-5		○		○	○		○		○		○	○		○	○		○	○	○		○				○		○	○			16
維持管理スタッフ-6	○		○	○			○	○		○	○			○		○		○	○	○			○	○		○	○		○		17
運営スタッフ-1	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○		○	17
運営スタッフ-2	○	○	○				○	○	○				○	○	○			○	○	○	○					○	○	○		○	18
運営スタッフ-3				○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○				○	○	○				○	○	○	17
運営スタッフ-4	○	○	○				○	○	○				○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○		17
運営スタッフ-5	○			○	○	○		○		○	○	○		○		○	○				○	○	○	○				○	○	○	18
公園本部スタッフ-1	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	21
公園本部スタッフ-2	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		21

勤務予定表(繁忙期)

城ヶ島公園

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	日数
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
園長	○	○		○	○		○			○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○		○		18
作業主任			○	○		○		○	○		○	○	○		○	○			○	○		○	○		○	○	○		○	○		19
維持管理スタッフ-1	○	○		○		○			○	○	○		○	○			○	○		○	○			○	○		○	○	○		○	19
維持管理スタッフ-2	○			○	○	○			○	○		○	○			○	○		○		○	○			○	○		○	○			17
維持管理スタッフ-3		○	○		○	○		○		○		○	○	○			○		○		○	○			○	○		○	○			17
維持管理スタッフ-4		○	○		○		○	○			○	○		○	○			○		○		○	○		○		○		○	○		17
維持管理スタッフ-5	○			○	○		○	○			○	○		○	○			○		○	○			○	○		○	○		○	○	18
維持管理スタッフ-6	○			○	○		○	○			○		○		○	○		○	○				○	○	○		○	○			○	17
運営スタッフ-1				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				○	○	○	○				16
運営スタッフ-2	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○	24
運営スタッフ-3		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	23
運営スタッフ-4	○	○		○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	23
運営スタッフ-5	○		○	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		○	○	○		23
公園本部スタッフ-1	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○		21
公園本部スタッフ-2	○	○		○	○		○	○		○	○		○	○	○		○	○		○	○	○		○	○		○		○		○	21
																																全体会議

【具体的な委託業務内容】

① 施設管理

管理事務所の職員勤務時間外の事務所警備及び専門業者による清掃管理など維持管理基準書に指定された業務については外部へ委託する。

・委託する業務内容

工作物管理	浄化槽点検	浄化槽ろ過点検
	第2駐車場機械式料金所管理	機械式料金所管理
管理事務所	機械警備	夜間警備

② 清掃管理

グループ構成員である(有)湯山造園土木と公園維持管理スタッフによる直営作業とするが、粗大ゴミが出た場合は、その処理を委託する。

・委託する業務内容

ゴミ処理	不定期処理	粗大ゴミ運搬処理
------	-------	----------

業務の一部を委託する場合は、業者選定、確認検査等について、厳正かつ公正に実施し、施設の適切な管理にあたる。

(1) 指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況

業務を行うに際して留意すべき内容の一つに、指定管理業務の継続性、安定性が求められる。この事から、これまで行ってきた経過を踏まえた上で、より一層公園スタッフの資質の向上を図るため、「管理作業安全講習会」等により徹底を図る。

造園分野については、特に公園内の主要植栽木であり、昭和34年の皇太子ご成婚の記念植栽木であるクロマツの保全管理や、スイセンの保護増殖が重要な課題であり、更に笹原や崖地等に残る自然植生の適切な保全対策も管理上重要な課題である。これら植栽の管理については、グループである(有)湯山造園土木が主に担当し、公園スタッフも更に植栽管理の技術を身に付けるよう研修を重ねる。

その他、イベント等に関する専門的な事項及び接遇等については、三浦市観光協会が持つノウハウを生かし、グループとしての役割分担により人材育成に努める。

現在の職員採用状況は、公園スタッフ13名中、三浦市在住は、園長を含め10名となっている。当該公園を管理・運営する面において地元職員の採用は災害時の対応などを含めメリットがあると考え引き続き市内雇用を進めていく予定である。

計画書14「コンプライアンス、社会貢献」

(1) 指定管理業務を実施するために必要な団体等の諸規程の整備、法令遵守の徹底に向けた取組の状況

当協会は、関係法令等及び三浦市観光協会の定款、規程に則り適切な管理・運営を行っている。その取り組みとして、行政等が開催する研修会及び会議に担当者等を積極的に出席させ知識の向上に努めるとともに、神奈川県観光協会会員として、また、近隣自治体及び観光協会で組織されている協議会等において情報の共有に努める。

(2) 個人情報保護についての考え方・指針及び個人情報の取扱いの状況

電子情報機器等の発達により、セキュリティ対策の重要性が強く求められているが、未だ個人情報の流失などの不祥事により、安全・安心及び利益を損なう事件が多発している状況である。

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び神奈川県個人情報保護条例等の規定に従い、個人の権利利益を侵すことのないよう適切な対応を図る。また、当該公園に関する規定として、「一般社団法人三浦市観光協会の指定管理業務の実施に係る個人情報保護規程」及び「一般社団法人三浦市観光協会情報公開規程」に基づき適正な取扱いを行う。

【具体的な方策】

・秘密の保持

指定管理期間中の業務により知り得た個人情報の管理については、職員等に対する周知徹底を図り、遺漏の無いよう対応する。また、指定管理期間終了後も同様とする。

・情報収集及び利用の制限

情報の収集については、業務執行の範囲内において適正かつ公正に取り扱う。また、利用の制限については、取得した個人情報を当該の指定管理業務以外に利用及び第三者に提供・閲覧等を行わない。更に本人の同意及び県の指示・承諾無に目的外の利用等を行わない。

- ・ 県の調査及び勧告

個人情報 の 取扱い に関し ては、 県が 行う 調査 及び 勧告 に 協力 する。

- ・ 資料等 の 返還

指定 管理 期間 中 及び 指定 管理 終了 時 におい て、 個人 情報 が 記載 さ れ た 資料 等 が 存在 する 場合 は、 県 の 指導 に 基づ き 適正 に 返還 等 を 行う。

- ・ 盗難 防止 対策

事務所 等 で 使用 して いる 電子 機器 で、 個人 情報 が 含ま れ て いる もの は、 盗難 防止 用 セキュリ ティー ワイヤ 等 に より 施錠 管理 する と とも に、 個人 情報 の 記載 して あり 書類 等 につい て は 鍵付 の ロッカー に より 管理 ・ 保管 して いる。

(3) 指定 管理 業務 を 行う 際 の 環境 へ の 配慮 の 状況

- ・ 地元 地域 及び 企業 等 が 行う クリーン アップ に 参加 ・ 協力 を 行い、 公園 区域 外 も 含め 美化 の 推進 に 努める。
- ・ 県立 城ヶ島 公園 園内 巡視 ガイド ライン の 徹底 を 図る。
- ・ 公園 内 の 魅力 の 一つ である 八重 水仙 の 管理 及び 植え 付け を 進める。
- ・ その他、 生物 多様 性 の 保全 に 配慮 し た 維持 ・ 管理 及び 運営 に 努める。

(4) 障害 者 雇用 促進 の 考え方

障害 者 の 雇用 促進 につい て は、 法 に 基づ く 日常 生活、 社会 生活 の 支援 に より 地域 参加 の 機会 を 増やす こと の 必要 性 から、 障害 者 の 方々 が 社会 に 参加 する 上 で、 支障 となる 物理 的 な 障害 や 精神 的 な 障壁 を 解消 する 施策、 若し く は 具体 的 に 障害 を 取り 除いた 事物 及び 状態、 いわゆる バリア フリー 対策 等 の 推進 の ため の 具体 的 な 事項 に つい て 関係 機関 と 協議 ・ 検討 を 図り 雇用 促進 に 努める。